

○芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例

昭和63年12月20日
条例第29号

注 平成17年9月28日条例第41号から条文注記入る。

(設置)

第1条 自転車等を利用する芦屋市民の利便を図るため、自転車駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、[別表第1](#)のとおりとする。

(駐車自転車等の種類)

第3条 駐車場を使用することができる自転車等は、[次の各号](#)に掲げるものとする。

- (1) 自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)
- (2) 原動機付自転車(法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車で2輪のものをいう。以下同じ。)
- (3) 自動二輪車(法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車であつて、側車付きでないものをいう。以下同じ。)
- (4) その他市長が特に認めるもの
(平18条例27・一部改正)

(業務時間等)

第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、JR芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、JR芦屋駅南自転車駐車場1、JR芦屋駅南自転車駐車場2、JR芦屋駅南自転車駐車場3、JR芦屋駅南自転車駐車場4、JR芦屋駅南自転車駐車場6、JR芦屋駅南自転車駐車場7、JR芦屋駅南自転車駐車場8及びJR芦屋駅南自転車駐車場9については、午前6時から午後10時までとする。

2 駐車場の休業日は、1月1日から1月3日まで及び12月31日とする。ただし、阪神芦屋駅南自転車駐車場、JR芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、1月1日とする。

3 [前2項](#)の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、業務時間又は休業日を変更することができる。

(平17条例41・追加、平18条例27・平21条例42・平25条例27・平27条例38・一部改正)

(駐車場の利用に関する標識)

第3条の3 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の3の規定により駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 使用料の額
- (2) 業務時間
- (3) 使用料の徴収方法
- (4) その他駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 [前項](#)の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(平24条例46・追加)

(使用許可)

第4条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 自動二輪車については、阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場、阪神芦屋駅西自転車駐車場及びJR芦屋駅南自転車駐車場3の一時使用に限り使用を許可するものとする。ただし、原動機付自転車に類似するものについては、この限りでない。

3 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 収容台数を超える使用の申請があつたとき。
- (2) 芦屋市内に住所又は勤務先を有しないとき。
- (3) 自転車等の形体が駐車場への駐車になじまないものであるとき。
- (4) その他市長が駐車を不相当と認めるとき。

(平18条例27・平27条例38・一部改正)

(使用料等)

第5条 [前条](#)の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、[別表第2](#)に定める使用料を前納しなければならない。

- 2 [第15条第1項](#)の規定により駐車場の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせた場合にあつては、使用者は、[前項](#)の使用料に代えて、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。
- 3 [前項](#)の利用料金は、指定管理者が[別表第2](#)に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、[第2項](#)の利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

(平17条例41・一部改正)

(使用料等の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

- 2 [前項](#)の規定は、[前条第2項](#)の利用料金について準用する。この場合において、[前項](#)中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定めた基準に従い」と読み替えるものとする。

(平17条例41・一部改正)

(使用料等の返還)

第7条 既に納入した使用料は、返還しないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

- 2 [前項](#)の規定は、[第5条第2項](#)の利用料金について準用する。この場合において、[前項](#)中「市長がやむを得ないと認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定めた基準に従い」と読み替えるものとする。

(平17条例41・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 使用許可の申請に虚偽又は不正があつたとき。
- (2) [この条例](#)又は[この条例](#)に基づく規則に違反したとき。
- 2 [前項](#)の規定による使用許可の取消し又は使用の停止により、使用者に損害が生じることがあつても、市はこれに対して補償の責めを負わない。

(供用の休止)

第9条 市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、駐車場の使用許可の権利を譲渡し、又は転貸をしてはならない。

(禁止行為)

第11条 使用者は、駐車場内において[次の各号](#)に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自転車等を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 火気類を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) 発火、引火又は爆発のおそれのある危険物を駐車場に持ち込むこと。
- (6) 退出の準備完了後いたずらに滞留すること。
- (7) その他市長が駐車場の管理上支障があると認める行為

(賠償責任等)

第12条 駐車場の施設又は附属設備を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(市の免責)

第13条 市は、駐車場内において生じた次の損害については、賠償の責めを負わないものとする

る。

- (1) 天災地変その他回避することができない災害又は事故等に起因して生じた損害
- (2) 第三者の行為に起因して生じた損害
(駐車場内の放置自転車等に対する措置)

第14条 市長は、駐車場内に使用許可期間満了後引き続き規則で定める期間を超えて駐車している自転車等については、[芦屋市自転車等の駐車秩序に関する条例\(昭和63年芦屋市条例第28号\)第11条、第13条及び第14条](#)の規定を準用して、必要な措置を講じることができる。
(管理の代行等)

第15条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 [前項](#)の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 駐車場の使用の許可に関する業務
- (2) 駐車場の運営に関する業務
- (3) 駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、駐車場の運営又は維持管理上市長が必要であると認める業務

3 [第1項](#)の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の[第3条第4号、第3条の2第3項、第3条の3第1項、第4条、第8条、第9条、第11条第7号及び第13条](#)の規定の適用については、[第3条第4号、第4条、第8条第1項及び第11条第7号](#)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、[第3条の2第3項](#)中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、[第3条の3第1項](#)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、[第8条第2項及び第13条](#)中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、[第9条](#)中「市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とする。

(平17条例41・全改，平18条例27・平24条例46・一部改正)

(補則)

第16条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例41・旧第19条繰上，平24条例46・一部改正)

附 則

[この条例](#)は、公布の日から起算して180日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成2年4月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年12月24日条例第25号)

この条例は、公布の日から起算して150日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成6年10月1日条例第24号)

この条例は、平成6年11月1日から施行する。

附 則(平成10年9月28日条例第29号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第11号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月28日条例第27号)

この条例は、平成12年12月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる日前に市長がした使用の許可は、同日以後指定管

理者がした使用の許可とみなす。

附 則(平成18年6月28日条例第27号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第39号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年12月22日条例第33号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月21日条例第42号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の改正規定(JR芦屋駅南自転車駐車場4の項を加える部分を除く。) 公布の日

(2) 第3条の2第1項の改正規定(「JR芦屋駅北自転車駐車場」の次に「及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場」を加える部分に限る。), 同条第2項の改正規定及び別表第2の改正規定(4 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場, 阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場, JR芦屋駅南自転車駐車場1及びJR芦屋駅南自転車駐車場2の使用料の表中「及びJR芦屋駅南自転車駐車場2」を「, JR芦屋駅南自転車駐車場2及びJR芦屋駅南自転車駐車場4」に改める部分を除く。) 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

第2条 前条第2号に規定する施行の日(以下「施行日」という。)前に施行日以後の期間に係る阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の定期使用の使用許可を新たに受けようとする者は、この条例による改正後の芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2の規定による使用料を納入しなければならない。

2 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場に係る次の各号に掲げる期間の3月の定期使用の使用料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 施行日の属する月の前々月の初日から施行日の属する月の末日まで 4,600円

(2) 施行日の属する月の前月の初日から施行日の属する月の翌月の末日まで 5,000円

附 則(平成24年12月21日条例第46号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月24日条例第27号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第3条の2第1項ただし書の改正規定(JR芦屋駅南自転車駐車場5及びJR芦屋駅南自転車駐車場6に係る部分を除く。), 別表第1に5項を加える改正規定(JR芦屋駅南自転車駐車場5の項及びJR芦屋駅南自転車駐車場6の項を加える部分を除く。)及び別表第2の改正規定(JR芦屋駅南自転車駐車場5及びJR芦屋駅南自転車駐車場6に係る部分を除く。)は、公布の日から起算して70日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成27年9月18日条例第38号)

この条例は、平成27年12月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平18条例27・平20条例33・平21条例42・平25条例27・平27条例38・一部改正)

| 名称 | 位置 |
|-----------------|---|
| 阪神打出駅前自転車駐車場 | 芦屋市打出小槌町20～26番先 " 57番先 芦屋市春日町150～152番先 " 160番先 |
| 阪急芦屋川駅北自転車駐車場 | 芦屋市東芦屋町167番先 |
| 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場 | 芦屋市月若町49番2先 |
| | |

| | |
|------------------|--|
| 阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場 | 芦屋市松ノ内町26番先 |
| 阪神芦屋駅南自転車駐車場 | 芦屋市精道町93番1 |
| 阪神芦屋駅西自転車駐車場 | 芦屋市川西町64番先 |
| JR芦屋駅北自転車駐車場 | 芦屋市大原町265番 |
| JR芦屋駅南自転車駐車場1 | 芦屋市業平町1番2 |
| JR芦屋駅南自転車駐車場2 | 芦屋市業平町17番 |
| JR芦屋駅南自転車駐車場3 | 芦屋市業平町5番2～5番4 |
| JR芦屋駅南自転車駐車場4 | 芦屋市業平町972番5, 972番6, 972番9, 972番13, 972番14, 973番3 |
| JR芦屋駅南自転車駐車場6 | 芦屋市上宮川町100番1先 |
| JR芦屋駅南自転車駐車場7 | 芦屋市業平町965番2先 |
| JR芦屋駅南自転車駐車場8 | 芦屋市業平町936番2先 |
| JR芦屋駅南自転車駐車場9 | 芦屋市上宮川町108番1先 |

別表第2(第5条関係)

(平18条例27・全改, 平19条例39・平20条例33・平21条例42・平25条例27・平27条例38・一部改正)

1 JR芦屋駅北自転車駐車場の使用料

| 自転車等の種類 | 使用料(円) | | | | | |
|---------|--------|-------|-------|-------|------|----------------|
| | 定期使用 | | | | 一時使用 | |
| | 1月 | | 3月 | | 1日 | 回数使用 (11回分) |
| | 地下1階 | 地下2階 | 地下1階 | 地下2階 | | |
| 自転車 | 2,000 | 1,400 | 5,500 | 3,800 | 100 | 1,000 |
| 原動機付自転車 | 3,000 | 2,100 | 8,200 | 5,700 | 200 | 2,000 |

2 阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料

| 自転車等の種類 | 使用料(円) | | | |
|---------|--------|-------|------|----------------|
| | 定期使用 | | 一時使用 | |
| | 1月 | 3月 | 1日 | 回数使用 (11回分) |
| 自転車 | 2,000 | 5,500 | 100 | 1,000 |
| 原動機付自転車 | 3,000 | 8,200 | 200 | 2,000 |

3 阪神打出駅前自転車駐車場, 阪急芦屋川駅北自転車駐車場及びJR芦屋駅南自転車駐車場3の使用料

| 自転車等の種類 | 使用料(円) | | | |
|---------|--------|----|------|----------------|
| | 定期使用 | | 一時使用 | |
| | 1月 | 3月 | 1日 | 回数使用 (11回分) |
| | | | | |

| | | | | |
|---------|-------|-------|-----|-------|
| 自転車 | 1,500 | 4,200 | 100 | 1,000 |
| 原動機付自転車 | 2,500 | 7,200 | 200 | 2,000 |
| 自動二輪車 | — | — | 300 | 3,000 |

4 阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場, JR芦屋駅南自転車駐車場1, JR芦屋駅南自転車駐車場2, JR芦屋駅南自転車駐車場4, JR芦屋駅南自転車駐車場6, JR芦屋駅南自転車駐車場7, JR芦屋駅南自転車駐車場8及びJR芦屋駅南自転車駐車場9の使用料

| 自転車等の種類 | 使用料(円) | | | |
|---------|--------|-------|------|----------------|
| | 定期使用 | | 一時使用 | |
| | 1月 | 3月 | 1日 | 回数使用 (11回分) |
| 自転車 | 1,500 | 4,200 | 100 | 1,000 |
| 原動機付自転車 | 2,500 | 7,200 | 200 | 2,000 |

5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料

| 自転車等の種類 | 使用料(円) | | | |
|---------|--------|-------|------|----------------|
| | 定期使用 | | 一時使用 | |
| | 1月 | 3月 | 1日 | 回数使用 (11回分) |
| 自転車 | 2,000 | 5,500 | 100 | 1,000 |
| 原動機付自転車 | 3,000 | 8,200 | 200 | 2,000 |
| 自動二輪車 | — | — | 300 | 3,000 |

6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料

| 自転車等の種類 | 使用料(円) | | | |
|---------|--------|-------|------|----------------|
| | 定期使用 | | 一時使用 | |
| | 1月 | 3月 | 1日 | 回数使用 (11回分) |
| 自転車 | 2,000 | 5,500 | 100 | 1,000 |

備考

- 1 定期使用とは、毎月1日から末日までの1月単位で、1月又は3月の使用をいう。
- 2 一時使用とは、1日を単位とし、駐車1回の使用をいう。
- 3 使用許可期間を経過した場合における経過した期間に係る使用料の額は、1日につき一時使用の使用料の額とする。
- 4 [第3条第3号](#)に規定する自動二輪車のうち、原動機付自転車に類似するものについては、原動機付自転車の額とする。
- 5 [第3条第4号](#)の特認するものの使用料の額については、駐車する自転車等に類似する種類の使用料の額とする。